

高松市産業廃棄物処理等指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (6) 処理業者 収集運搬業者及び処分業者をいう。
- (7) 収集運搬業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいう。
- (8) 処分業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者及び法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (9) 県外産業廃棄物 県外において生じた産業廃棄物をいう
- (10) 指定県外産業廃棄物 非常災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)の発生により県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物であって、循環的な利用に供されないものをいう。
- (11) 処分施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の中間処理又は最終処分の施設をいう。

- (12) 許可施設 処分施設 処分施設のうち、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (13) 許可施設設置者 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者をいう。
- (14) 許可施設設置予定者 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請を行おうとする者をいう。
- (15) 処分業対象施設設置予定者 産業廃棄物の処分の業の用に供する処分施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）の設置又は変更（法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の許可を伴う場合又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の届出を伴う場合に限る。）を行おうとする者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監視し、及び適正処理の意識の啓発を図るとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。

2 市は、市内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が図られるよう努めるものとする。

3 市は、関係機関等の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための指導及び監視に努めるとともに、不法投棄等の不適正な処分を行った者に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（事業者及び処理業者の責務）

第4条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法令（国が定める処理ガイドライン又は処理に関する技術指針を含む。）の規定によるほか、この要綱の規定を遵守しなければならない。

第2章 事業者及び処理業者の処理

（事業者の処理）

第5条 事業者は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となる事業場、法第12条第8項の規定により産業廃棄物処

理責任者を置く事業場又は法第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置く事業場については、この限りでない。

2 事業者は、あらかじめ調査して、産業廃棄物の性状、組成等を把握しなければならない。この場合において、廃棄物データシート（廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDSガイドライン－（第2版）に記載されている廃棄物データシートのことをいう。）その他廃棄物データシートに準じた廃棄物の性状等の調査結果を記載した書類を、当該産業廃棄物の発生源別に作成し5年間保存しなければならない。ただし、市長が当該書類の作成を行う必要がないと認めた産業廃棄物については、この限りでない。

3 前項に規定する調査は、次により実施するものとする。

(1) 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原材料を使用し、かつ同質の産業廃棄物を反復継続して排出する場合は、年1回以上

(2) 製造若しくは加工の工程又は使用原材料を変更した場合は、当該変更の都度

(3) 前2号に規定する場合以外の場合は、産業廃棄物を排出する都度

4 事業者は、省令第8条の5第1項第1号に規定する記載事項に準じた事項を記載した帳簿を備え、当該帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

5 事業者は、産業廃棄物の処理を委託して行う場合には、政令第6条の2又は第6条の6に規定する基準のほか、次によらなければならない。

(1) 委託しようとする処理業者に対し、あらかじめ、許可証の提示を求め、その事業の範囲を確認するとともに、当該処理業者が設置している処分施設の現況等について実地調査を行う等、処理を委託しようとする産業廃棄物が適正、かつ、速やかに処分できる状態であることを確認した上で、書面により委託契約を締結すること。

(2) 産業廃棄物の処理を処理業者に委託した場合は、第2項に規定する書類の写しを当該事業者に交付すること。

(処理業者の処理)

第6条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合は、あらかじめ、前条第2項に規定する書類の写しの提出を求め、当該産業廃棄物の処

理が、事業の範囲に含まれるものであることを確認するとともに事業者からの適正処理のための指示を遵守しなければならない。

2 収集運搬業者は、産業廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該収集又は運搬をする車両に許可証の写しを備え付けなければならない。

第3章 県外産業廃棄物の処理

(県外産業廃棄物の処理)

第7条 事業者は、市内において、自ら又は他人に委託して県外産業廃棄物を処分し、又は保管することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例(平成13年香川県条例第58号。以下「県条例」という。)第13条第2項において読み替えて準用する県条例第6条第1項に規定する協議結果通知書の交付を受けた事業者又は県条例第13条第2項において読み替えて準用する県条例第7条第3項に規定する変更協議結果通知書の交付を受けた事業者が、当該協議結果通知書又は変更協議結果通知書に係る県外産業廃棄物を自ら又は他人に委託して処分し、又は保管する場合

(2) 指定県外産業廃棄物を自ら又は他人に委託して処分(埋立処分を除く。この号及び第7条の2から第7条の5までにおいて同じ。)し、又は保管する場合であって、当該非常災害が発生した区域の生活環境の保全の観点から、市内において当該指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する必要があり、かつ、当該処分又は保管をすることにつき、生活環境の保全上支障がないと市長が認める場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市内において事業者が県外産業廃棄物を処分し、又は保管することにつき、特例として、やむを得ない理由があり、かつ、生活環境の保全上支障がないと市長が認める場合

(指定県外産業廃棄物処理に係る処理業者等の事前協議等)

第7条の2 市内において指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管を行おうとする者は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定県外産業廃棄物処理協議書(様式第1号)(以下「指定県外協議書」という。)

を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (3) 処分方法又は保管方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び量
- (4) 指定県外産業廃棄物を処分する場合にあっては、施設ごとの所在地、種類、設置場所及び処理能力
- (5) 指定県外産業廃棄物を保管する場合（処分前の保管を除く。以下この条から第7条の4までにおいて同じ。）にあっては、保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- (6) 指定県外産業廃棄物を処分又は保管する場合に伴う生活環境保全のための必要な措置
- (7) 当該非常災害が発生した日及び地域
- (8) 指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間
- (9) 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先
- (10) 指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (11) 指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分に関する次に掲げる事項
 - ア 処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び量
 - イ 施設ごとの所在地及び種類
- (12) 指定県外産業廃棄物を市内で処分し、又は保管する理由

3 前項に規定する指定県外協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類の全部又は一部について、市長が添

付する必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 指定県外産業廃棄物の発生工程を説明する書類等
- (2) 指定県外産業廃棄物に係る第5条第2項本文に規定する書類(指定県外協議書を提出しようとする日前6月以内に実施したものであって、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の有無を記載したものに限る。)の写し
- (3) 運搬経路を示す書類等
- (4) 県外の事業者が指定県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、当該委託契約書の写し又は受託承諾書及び処分を行おうとする者に係る省令第10条の6の許可証の写しその他の処分を行おうする者が当該処分を業として行うことができる者であることを証する書類
- (5) 県外の事業者が指定県外産業廃棄物の保管を委託する場合にあっては、当該委託契約書の写し又は受託承諾書及び保管を行おうとする者に係る省令第10条の2の許可証の写しその他の保管を行おうする者が当該収集又は運搬を業として行うことができる者であることを証する書類
(指定県外産業廃棄物の処分又は保管に関する基準)

第7条の3 市長は、前条第2項の規定による指定県外協議書の提出があったときは、次に定める処分又は保管に関する基準に適合するものであるかどうかについて審査するものとする。

- (1) 指定県外産業廃棄物を処分する場合
 - ア 指定県外産業廃棄物を市内で処分しなければならない相当の理由があること。
 - イ 処分を行おうとする指定県外産業廃棄物の種類及び量が処分施設の処理能力に見合うこと。
 - ウ 周辺地域の生活環境の保全について必要な措置が講じられていると認められること。
 - エ 指定県外産業廃棄物の排出事業場(事業者の事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場をいう。以下同じ。)から処分施設までの当該指定県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
 - オ 指定県外産業廃棄物の処分に併せて放射性物質及びこれによって汚

染された物を処理しないこと。

カ 処分に伴う廃棄物が処分を行う前の指定県外産業廃棄物に比べ、大幅に体積が減少することが見込まれること。

(2) 指定県外産業廃棄物を保管する場合

ア 指定県外産業廃棄物を市内で保管しなければならない相当の理由があること。

イ 保管の場所から保管を行おうとする指定県外産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じられていること。

ウ 指定県外産業廃棄物の排出事業場から保管施設（産業廃棄物を保管する施設をいう。）までの当該指定県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。

エ 指定県外産業廃棄物の保管に併せて放射線物質及びこれによって汚染された廃棄物を処理しないこと。

2 前項の規定による審査に当たっては、必要に応じ、関係市町長及び生活環境の保全について専門的な知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の基準に適合していると認めるときは、次に掲げる事項を記載した通知書（以下「指定県外協議結果通知書」という。）を前条第1項の協議をした者に交付するものとする。

(1) 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行うに当たり遵守すべき事項

(2) 当該指定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行うことができる期間

(3) その他当該処分又は保管が適正に行われるために必要な事項

4 市長は、第2項の規定により関係市町長の意見を聴いて第1項に規定する審査及び前項に規定する指定県外協議結果通知書の交付を行ったときは、当該関係市町長に指定県外協議結果通知書の写しを添付して通知するものとする。

5 第3項第2号に規定する処分又は保管を行うことができる期間は、処分する場合にあっては当該非常災害が発生した日から1年以内、保管する場合にあっては同日から6月以内とする。

(指定県外協議書の内容の変更)

第7条の4 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者は、指定県外協議書の内容を変更(第4項に規定する変更を除く。)しようとするときは、その旨を記載した指定県外産業廃棄物処理変更協議書(様式第1号の2)(以下「指定県外変更協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定県外変更協議書には、第7条の2第3項各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付しなければならない。

3 第7条の2第2項及び前条の規定は、第1項の規定による指定県外変更協議書について準用する。

4 指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者は、第7条の2第2項第1号、第2号(指定県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地を除く。)、第9号及び第10号(収集又は運搬をする者に限る。)に掲げる事項並びに同条第3項第3号の規定により提出した運搬経路を変更したときは、変更の日から10日以内にその旨を記載した届出書(様式第1号の3)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者が前項の届出をした場合において、当該届出に係る事項が、前条第3項に規定する指定県外協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該指定県外協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

(指定県外産業廃棄物の処分に関する報告)

第7条の5 指定県外協議結果通知書の交付を受けた者は、当該通知書に係る指定県外産業廃棄物の処分を行ったときは、指定県外協議結果通知書に定める期間の末日から10日以内に法第12条の3第1項に規定する管理票の写しその他の当該指定県外産業廃棄物の処理の状況を示す書類とともに、指定県外産業廃棄物の処分実績報告書(様式第1号の4)を市長に提出しなければならない。

(県外産業廃棄物処理事前協議等)

第8条 第7条ただし書(条第3号に該当する場合に限る。)定の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した県

外産業廃棄物処分協議書(以下「県外協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (3) 処分方法又は保管方法ごとの県外産業廃棄物の種類、量及び所在地
- (4) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する施設の処理能力最終処分場にあっては、埋立容量をいう。以下同じ。)
- (5) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間
- (6) 運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置
- (7) 県外産業廃棄物の市内への搬入に関する業務を統括管理する者の氏名及び連絡先
- (8) 県外産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を他人に委託する場合は、委託しようとする処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (9) 県外産業廃棄物を市内で処分し、又は保管する理由

3 前項に規定する県外協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類及び第4号に掲げる試験結果成績書の全部又は一部について、市長が添付する必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 県外産業廃棄物の発生工程を説明する書類
- (2) 県外産業廃棄物の発生から県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の処理フロー図
- (3) 県外産業廃棄物に係る第5条第2項に規定する書類(県外協議書を提出しようとする日前6月以内に実施したものであって、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の有無を記載したものに限る。)の写し
- (4) 次に掲げる項目に関する試験結果成績書の写し
 - ア 廃棄物の組成・成分情報
 - イ 特定有害廃棄物

ウ その他含有物質

(5) 運搬経路図

(6) 県外産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を他人に委託する場合にあっては、委託契約書の写し又は受託承諾書及び受託者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書類

(通知書の交付等)

第9条 市長は、前条第2項の規定による県外協議書の提出があったときは、その内容を審査し、当該県外産業廃棄物の処分又は保管を認めるときは、次に定める事項を記載した通知書(以下「県外協議結果通知書」という。)を事業者に交付するものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(2) 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(3) 処分方法又は保管方法ごとの県外産業廃棄物の種類及び量

(4) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間

(5) 県外産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は保管を他人に委託する場合は、委託しようとする処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(6) 県外産業廃棄物を処分し、又は保管する施設の所在地

(7) その他県外産業廃棄物の処理を行うにあたり遵守すべき事項

2 県外協議結果通知書の交付を受けた事業者は、市内において、他人に委託して県外産業廃棄物を処分し、又は保管する場合には、当該通知書の写しを当該受託者に交付しなければならない。

3 県外協議結果通知書の交付を受けた事業者から県外産業廃棄物の処分又は保管を受託した処理業者は、前項の規定による通知書の写しの交付を受け

た後でなければ、当該県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。

- 4 第1項第4号に規定する期間は、処分する場合にあつては1年以内、保管する場合にあつては6月以内の期間とする。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合については、この限りでない。

(県外協議書の内容の変更)

第10条 事業者は、県外協議書の内容の変更(第4項に規定する変更を除く。)をしようとするときは、その旨を記載した変更県外協議書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の変更県外協議書には、第8条第3項各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付しなければならない。

- 3 第8条第2項及び前条の規定は、第1項の規定による変更県外協議書の提出について準用する。

- 4 事業者は、第8条第2項第1号、第2号(排出する事業場の所在地を除く。)、第6号、第7号及び第8号(収集又は運搬をする者に限る。)に掲げる事項並びに同条第3項第5号の規定により提出した運搬経路を変更したときは、変更の日から10日以内にその旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、収集運搬業者に関する変更があるときは、当該収集運搬業者の省令第10条の2の許可証の写しその他の受託者が当該運搬を業として行うことができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

- 5 市長は、事業者が前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が、前条第1項に規定する県外協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

(県外産業廃棄物の処分報告)

第11条 県外協議結果通知書の交付を受けた事業者は、当該通知書に係る県外産業廃棄物の処分を行ったときは、第9条第1項第4号の規定による期間の末日から10日以内に法第12条の3第1項に規定する管理票の写しその他の当該県外産業廃棄物の処理状況を示す書類とともに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する管理票には、第9条第1項に規定する通知書の日付及び番

号を記入しなければならない。

第 1 2 条 削除

4 章 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

(事前指導申出書の提出)

第 1 3 条 許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、第 1 4 条第 1 項又は第 1 7 条第 1 項の協議書を提出しようとするときは、あらかじめ、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書(様式第 1 号の 5。以下「事前指導申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 事前指導申出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 当該施設を設置しようとする土地の登記簿又は建物の登記簿の謄本及び公図の写し(不動産登記法(平成 1 6 年法律第 1 2 3 号)第 1 4 条に規定する地図をいう。以下同じ。)

(2) 当該施設の付近の見取図及び当該施設の配置図(公図の写しに記載したもの。)

(3) 事業計画の概要を記載した書類

(4) 当該施設の概要を明らかにする図面

3 市長は、事前指導申出書の提出があったときは、土地利用等に関する法令等を所管する行政機関等(以下「行政機関等」という。)に事前指導申出書の写しを送付し、施設の設置に係る問題点等(以下「問題点等」という。)について回答を求めるものとする。

4 市長は、前項の回答があったときは、問題点等を許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者に通知するものとする。

5 許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、前項の通知を受けたときは、行政機関等と協議し、問題点等について講じる措置を市長に回答しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る協議書の提出)

第 1 4 条 許可施設設置予定者又は処分業対象施設設置予定者は、あらかじめ、別表第 1 の左欄に掲げる設置者の区分に応じ、同表の右欄に定める協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第11条第6項各号に掲げる書類（これらについては同条第7項及び第8項の規定の例によることができる。）及び図面

(2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合（省令第11条の3各号のいずれかに該当する場合を除く。）にあつては、法第15条第3項に規定する生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

(3) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があつたときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

（熱回収施設設置者の認定に係る協議書の提出）

第14条の2 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設設置者の認定の申請を行おうとする者は、あらかじめ、熱回収施設設置者認定協議書（様式第3号の2）を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、省令第12条の11の5第2項において準用する省令第5条の5の5第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があつたときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

（事前指導申出書の変更）

第15条 事前指導申出書を提出した者は、当該事前指導申出書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した事前指導申出書を市長に提出しなければならない。

2 第13条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。

（産業廃棄物処理施設の設置等に係る協議書の変更）

第16条 第14条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容の変更（許可施設にあつては省令第12条の8各号に掲げる変更、処分業対象施設にあつては当該変更に対応する変更に限る。）をしようとするときは、変更後の内容を記載した産業廃棄物処理施設等変更協議書（様式第4号）を市長に提出し、協議しなければならない。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(熱回収施設設置者の認定に係る協議書の変更)

第16条の2 第14条の2第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 第14条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(処理業の許可申請に係る協議書の提出)

第17条 法第14条第1項、第6項若しくは第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処理業の許可又は法第14条の4第1項、第6項若しくは第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請を行おうとする者は、あらかじめ、別表第2の左欄に掲げる許可の区分に応じ、同表の中欄に定める協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、別表第2の右欄に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の協議書の提出があったときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

4 第1項の協議書が産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係るものであるときは、市長は、前項の審査において、当該産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業を行うために必要な施設が現に設置されていることを確認するものとする。

(処理業の許可申請に係る協議書の変更)

第18条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

第5章 許可施設の承継に係る事前協議

(許可施設の譲受け等に係る協議書の提出)

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る協議書の提出)

第18条の2 法第12条の7第1項の規定による認定を受けようとする者は、あらかじめ、様式第10号の2による協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 省令第8条の38の5第4項各号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、生活環境保全上の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る協議書の変更)

第18条の3 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定に係る協議書の提出)

第18条の4 法第12条の7第7項の規定による変更の認定を受けようとする者は、あらかじめ、様式第10号の3による協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 省令第8条の38の6第2項に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 第18条の2第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

第19条 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設譲受け等協議書(様式第11号)を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 省令第12条の11の12第2項各号に掲げる書類(これらについては同条第3項の規定の例によることができる。)

(2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、当該許可施設の設置及び維持管理の能力の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(許可施設の譲受け等に係る協議書の変更)

第20条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(許可施設設置者である法人の合併又は分割に係る協議書の提出)

第21条 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による認可を受けようとする者は、あらかじめ、合併・分割協議書(様式第12号)を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 省令第12条の11の13第2項各号に掲げる書類(これらについては同条第3項の規定の例によることができる。)

(2) その他市長が必要と認めた書類又は図面

3 市長は、第1項に規定する協議書の提出があったときは、当該許可施設の設置及び維持管理の能力の観点からその内容を審査し、必要があると認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(許可施設設置者である法人の合併又は分割に係る協議書の変更)

第22条 前条第1項の協議書を提出した者は、当該協議書の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(提出書類の特例)

第22条の2 この要綱の規定により同時に二以上の協議書その他の書類を提出する場合において、各協議書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の協議書その他の書類にこれを添付し、他の協議書その他の書類には市長が別に定める添付書類省略一覧表を添付することにより、一

の協議書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

第6章 報告

第23条 許可施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第13号による報告書を市長に提出しなければならない。

2 処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第15号による報告書を市長に提出しなければならない。

第7章 指導監視等

(産業廃棄物指導監視)

第24条 市長は、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、必要に応じ、当該職員に、事業者又は処理業者に対し、指導票を交付させるものとする。

2 前項の規定により指導票の交付を受けた事業者又は処理業者は、速やかに、改善措置を講じるとともに、その実施状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(不法投棄等の対策)

第25条 市長は、産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処分に迅速に対応するため、必要に応じ、関係機関等の協力を求めるものとする。

2 事業者は、処理を委託した産業廃棄物が処理業者によって不法投棄等された場合には、当該処理業者と連帯して、当該不法投棄産業廃棄物の回収、投棄場所の原状回復等に努めなければならない。

3 処理業者は、事業者から受託した産業廃棄物の運搬を他の処理業者に再委託した場合において、再委託を受けた処理業者によって不法投棄等された場合には、当該再委託を受けた処理業者及び事業者と連帯して、当該不法投棄産業廃棄物の回収、投棄場所の原状回復等に努めなければならない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に香川県産業廃棄物処理等指導要綱（平成10年6月17日施行。以下「県要綱」という。）の規定により香川県知事若しくは香川県の保健所長（以下「知事等」という。）が行った処分その他の行為又はこの要綱の施行の際現に県要綱の規定により知事等に対して行っている協議その他の行為で、この要綱の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この要綱の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行った協議その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行し、改正後の高松市産業廃棄物処理等指導要綱の規定は平成18年11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第4項の規定は、この要綱の施行日以後に提出された県外協議書に係る県外産業廃棄物の処分又は保管について適用し、同日前に提出された県外協議書に係る県外産業廃棄物の処分又は保管については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行し、改正後の高松市産業廃棄物処

理等指導要綱の規程は、同年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、旧要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、旧要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に提出される
変更の協議書について適用し、同日前に提出された変更の協議書については、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

設置者の区分	協 議 書
許可施設設置予定者（当該許可施設を変更しようとする者を除く。）	産業廃棄物処理施設設置協議書（様式第2号）
処分業対象施設設置予定者（当該処分施設を変更しようとする者を除く。）	処分業対象施設設置協議書（様式第3号）

別表第 2 (第 17 条関係)

許可の区分	協 議 書	添付書類
法第 14 条第 1 項の許可	産業廃棄物収集運搬業協議書 (様式第 5 号)	省令第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 14 条第 6 項の許可	産業廃棄物処分業協議書 (様式第 6 号)	省令第 10 条の 4 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 14 条の 2 第 1 項の許可	産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書 (様式第 7 号)	省令第 10 条の 9 第 2 項において準用する第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 14 条の 4 第 1 項の許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業協議書 (様式第 8 号)	(1) 省令第 10 条の 1 第 2 項において準用する第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類及び図面 (2) 第 10 条の 1 第 3 項の適用を受ける場合にあっては同項各号に掲げる書類
法第 14 条の 4 第 6 項の許可	特別管理産業廃棄物処分業協議書 (様式第 9 号)	(1) 省令第 10 条の 1 第 6 項において準用する第 10 条の 4 第 2 項各号に掲げる書類及び図面 (2) 省令第 10 条の 1 第 6 項第 3 項に掲げる書類 (同項ただし書きに規定する場合を除く。)

<p>法第14条の5 第1項の許可</p>	<p>特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲の変更協議書 (様式第10号)</p>	<p>(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては、省令第10条の22第2項において準用する第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物処分業にあつては、省令第10条の22第3項において準用する第10条の4第2項各号に掲げる書類及び図面</p>
---------------------------	--	--

<p>指定県外産業廃棄物処理協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)高松市長</p> <p style="text-align: center;">協議者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>高松市内において香川県外で発生する指定県外産業廃棄物を【処分・保管】したいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第7条の2第1項の規定により協議します。</p>	
<p>指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名</p>	<p>(排出事業場) 所在地 名 称 (発注者) 住 所 名 称</p>
<p>処分又は保管方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び量</p>	<p>処分方法： 産業廃棄物の種類： 産業廃棄物の量： t</p>
<p>指定県外産業廃棄物を処分する場合にあつては、施設ごとの所在地、種類、設置場所及び処理能力</p>	<p>所在地： 種類： 設置場所： 処理能力：</p>
<p>指定県外産業廃棄物を保管する場合にあつては、保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地： 面積： 保管上限： 積み上げることができる高さ：</p>
<p>指定県外産業廃棄物を処分又は保管する場合に伴う生活環境保全上のための必要な措置</p>	
<p>当該非常災害が発生した日及び地域</p>	
<p>指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間</p>	<p>自 年 月 日 至 年 月 日</p>

(裏)

指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先	
指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分に関する事項	(処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び量) (施設ごとの所在地及び種類)
指定県外産業廃棄物を県内で処分又は保管する理由	
参 考 事 項	
備考 1 高松市産業廃棄物処理等指導要綱第7条の2第3項各号に規定する書類等を添付すること。 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指定県外産業廃棄物処理変更協議書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(宛先)高松市長</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">協議者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">電話番号</p> <div style="margin: 10px 0 0 150px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; width: fit-content;"> <p style="margin: 0;">〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> </div> <p style="margin: 10px 0 0 0;">指定県外産業廃棄物処理協議書の内容を変更したいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第7条の4第1項の規定により指定県外産業廃棄物処理変更協議書を提出します。</p>		
指定県外協議結果通知書又は直前の指定県外変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	年 月 日 高環指第 号	
変 更 事 項	変更前	変更後
指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	(排出事業場) 所在地 名 称 (発注者) 住 所 名 称	
処分又は保管方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び量	処分方法： 産業廃棄物の種類： 産業廃棄物の量： t	
指定県外産業廃棄物を処分する場合にあつては、施設ごとの所在地、種類、設置場所及び処理能力	所在地： 種類： 設置場所： 処理能力：	
指定県外産業廃棄物を保管する場合にあつては、保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地： 面積： 保管上限： 積み上げることができる高さ：	
指定県外産業廃棄物を処分又は保管する場合に伴う生活環境保全上のための必要な措置		
当該非常災害が発生した日及び地域		
指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

(裏)

指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先	
指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分に関する事項	(処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び量) (施設ごとの所在地及び種類)
指定県外産業廃棄物を県内で処分又は保管する理由	
参 考 事 項	
備考 1 高松市産業廃棄物処理等指導要綱第7条の2第3項各号に規定する書類等を添付すること。 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

指定県外産業廃棄物の処理に関する変更届出書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者
住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

指定県外産業廃棄物処理協議書の内容を変更したので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第7条の4第4項の規定により指定県外産業廃棄物の処理に関する変更届出書を提出します。

指定県外協議結果通知書又は直前の指定県外変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	年 月 日	高環指第 号
変 更 事 項	変更前	変更後
指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名		
指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名		
指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先		
指定県外産業廃棄物を収集又は運搬をする者に関する変更		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
参考事項		
備考	記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

指定県外産業廃棄物の処分実績報告書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月 日から 年 月 日までの間の高松市内における指定県外産業廃棄物の処分について、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第7条の5第1項の規定により実績報告書を提出します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	年 月 日 高環指第 号
指定県外産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地	所在地 名 称
処分方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び処分量	処分方法： 産業廃棄物の種類： 産業廃棄物の処分量： t
指定県外産業廃棄物を処分した施設の所在地	
指定県外産業廃棄物を処分した期間	自 年 月 日 至 年 月 日
指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程及びその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
備考	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3に規定する管理票を添付すること。 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書

年 月 日

(宛先)高松市長

郵便番号
住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設等の設置について、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条の規定により、次のとおり事前指導申出書を提出します。

施設の設置場所							
施設概要	施設の種類及び処理能力						
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項又は第15条の2の6第1項の適用の有無	有 無					
	施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)						
	施設の構造及び概要						
施設に供する土地の状況	地番	地目	面積	利用面積	利用目的	所有者	所有権移転等
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
							購入予定・借地
参考事項	担当者名 連絡先						

<添付書類>

- 1 土地又は建物の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写し(施設の配置を記載したもの)
- 2 付近の見取図及び配置図
- 3 事業計画の概要を記載した書類
- 4 施設の概要を明らかにする図面(平面図、立面図、縦断図、横断図等)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物処理施設設置協議書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設の設置を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第14条の規定により、関係書類等を添えて提出します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
産業廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置		
	産業廃棄物処理施設の処理方式		
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項			

(1枚目の裏)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)			
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
担当者及び連絡先			担当者名 連絡先

(2枚目の裏)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	（ふりがな） 氏名又は名称	生 年 月 日		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
- 8 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 9 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 10 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 11 都道府県知事が定める部数を提出すること。

*手数料欄

処分業対象施設設置協議書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理業の用に供する施設の設置を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第14条の規定により、関係書類等を添えて提出します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
産業廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△産業廃棄物 処理施設の 位置、構造 等の設置に 関する計画 に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方式	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い 生ずる排ガス 及び排水	量 処理方法(排出 の方法(排出口 の位置、排出先 等を含む。)を 含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

(裏)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画			
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
担当者及び連絡先		担当者名 連絡先	
備考 1 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入すること。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおりに」と記載し、別紙を添付すること。			

熱回収施設設置者認定協議書		年 月 日
(宛先) 高松市長		協議者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
産業廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第14条の2の規定により、関係書類等を添えて提出します。		
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
担 当 者 及 び 連 絡 先	担当者名 連絡先	

(裏)

備考

- 1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

産業廃棄物処理施設等変更協議書			
(宛先)高松市長		年 月 日	
		協議者 郵便番号 住 所	
		氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物処理施設等の変更を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第14条の規定により、関係書類等を添えて提出します。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号			
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	産業廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
担当者及び連絡先		担当者名 連絡先	

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株	出資の額		
			生年月日	保有する株式の数又は出資の金額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	割合	本 住	籍 所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入すること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

※手数料欄

産業廃棄物収集運搬業協議書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物収集運搬業を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第17条の規定により、関係書類等を添えて提出します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か	
担 当 者 及 び 連 絡 先	担当者名 連絡先

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本 住	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合		

政令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「政令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

産業廃棄物処分業協議書	
年 月 日	
(宛先)高松市長	
協議者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物処分業を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第17条の規定により、関係書類等を添えて提出します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供する全ての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か	
担 当 者 及 び 連 絡 先	担当者名 連絡先

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本 住	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合		

政令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 「法定代理人」の欄から「政令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業

の事業範囲の変更を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第17条の規定により、関係書類等を添えて提出します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	
担 当 者 及 び 連 絡 先	担当者名 連絡先

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

政令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「政令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特別管理産業廃棄物収集運搬業協議書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先)高松市長</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">協議者 郵便番号 住 所</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">特別管理産業廃棄物収集運搬業を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第17条の規定により、関係書類等を添えて提出します。</p>	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 <div style="text-align: right;">電話番号</div>
	事業場 〒 <div style="text-align: right;">電話番号</div>
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
県外からの特別管理産業廃棄物を取り扱うか否か	
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本 住	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合		

政令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「政令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

特別管理産業廃棄物処分業協議書	
年 月 日	
(宛先)高松市長	協議者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
特別管理産業廃棄物処分業を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第17条の規定により、関係書類等を添えて提出します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する全ての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
県外からの特別管理産業廃棄物を取り扱うか否か	
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本 住	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合		

政令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 「法定代理人」の欄から「政令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者

郵便番号

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第17条の規定により、関係書類等を添えて提出します

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

政令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「政令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定協議書

年 月 日

(宛先)高松市長

申請者

住 所

名 称

代表者の氏名

印

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

印

電話番号

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第18条の2の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

申請に係る収集、運搬又は処分の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域(他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。)

(1枚目の裏)

統括して管理する者		
(ふりがな) 名 称		
収集、運搬又は処分を行う者		
(ふりがな) 名 称		
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。)		
統括して管理する者の役員又は職員の派遣状況(統括して管理する者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所
	派 遣 先 役 職	
申請者のうちいずれか一の事業者(統括して管理する者)が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		
他 の 全 て の 事 業 者 の 名 称		当該一の事業者が保有する議決権保有割合

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者のいずれか一の事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 名 称		割 合	住	所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先
名 称
部署名
住 所
担当者の氏名
電話番号

様式第10号の3(第18条の4関係) (表)

<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)高松市長</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第18条の4の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。</p>	
認定の年月日及び認定番号(他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号)	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p> (都道府県等名： 年 月 日 第 号)
認定に係る処理の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更後の処理の開始予定年月日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>

(裏)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けた者(変更の認定を受けようとする者)のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。変更に係る収集、運搬又は処分の用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。

連絡先

名称

部署名

住所

担当者の氏名

電話番号

産業廃棄物処理施設譲受け等協議書

年 月 日

(宛先)高松市長

協議者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設の譲受け等を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第19条の規定により、関係書類等を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か	
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先

(2枚目)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額	本 籍	
			生 年 月 日	所
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合		本 籍	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

合併・分割協議書	
(宛先)高松市長	年 月 日
協議者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名) 電話番号	
合併・分割を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第21条の規定により、関係書類等を添えて提出します。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人もしくは合併によって設立される法人または分割により当該産業廃棄物処理施設を承継した法人の名称および住所ならびに代表者の氏名	
合併または分割の方法および条件	
合併または分割の理由	
合併または分割の時期	
担当者および連絡先	担当者 連絡先

⑥ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株		出資の額		
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
割			合	住	所

⑦ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、令第6条の10に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ②～⑦の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ②及び⑤の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(宛先)高松市長

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

実績なし
 実績あり いずれかに。実績ありの場合は詳細を下欄へ記載

年度の産業廃棄物の処理の実績について、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第23条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地					電話番号			
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量(単位 t・m ³)				処理後の産業廃棄物の処分量(単位 t・m ³)			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
合 計								

- 注
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
 - 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記載して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。
 - 最終処分場にあつては、残余容量、残余年数等を別紙に記入し添付すること。

最終処分場現況報告書

年 月 日

(宛先)高松市長

報告者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の最終処分場の現況について、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第23条の規定により、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場	管理型最終処分場
許可の年月日及び許可番号 又は届出年月日	届出年月日 許可年月日 許可番号 第	年 月 日 年 月 日 号
埋立面積 (許可(届出)面積を記載すること。)	m^2	
埋立容量 (許可(届出)容量を記載すること。)	m^3	
残余容量	約	m^3
残余年数	約 年 か月(年度末現在)	
備考		
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先	

(日本産業規格 A列4番)

注

- 1 残余容量及び残余年数については、報告する年の3月31日現在における埋立地の残余容量及び残余年数を記入すること。
- 2 この報告書には、報告する年の3月31日現在における最終処分場の現況平面図、横断図及び縦断図を添付すること

許可の種類	委託者（排出事業者又は収集運搬業者）		許可年月日	年 月 日		許可番号			
	許可番号	氏名又は名称	運	搬	先	引	渡	し	た
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類	住所	受託量 (t・m ³)	名	称	運搬量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は名称	引	渡
	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所

注

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
- 委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と収集運搬業者から再委託を受ける場合があること。この場合において、収集運搬業者からの再委託であるときは、委託者の許可番号の欄には、当該収集運搬業者の許可番号を、住所の欄には、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。
- 報告者が運搬を収集運搬業者に再委託した場合は、引き渡した者の欄には、当該収集運搬業者について記載し、その空欄に「(再)」と記載すること。

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は収集運搬業者）			処 分		引 き 渡 し		た 者		
	許可番号	氏名又は名称	受託量 (t・m ³)	処分方法	処分量 (t・m ³)	処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量 (t・m ³)
	住 所			処 分 場 所		住 所				

注

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
- 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。この場合において、処分業者からの再委託であるときは、委託者の住所の欄には、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載し、その空欄に「(再)」と記載すること。
- 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、委託者の空欄には、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては「(残)」と、処分の再委託の場合にあっては、引き渡した者の空欄に「(再)」と記載すること。
- 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付すること。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種別	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量(単位 t・m ³)				処分後の産業廃棄物の処分量(単位 t・m ³)			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量

注) 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。